

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第7号

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市事務分掌規則（平成5年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条徴収係の項第8号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。